

令和2年6月1日

次亜塩素酸水空間噴霧に関する見解

株式会社グリーンウェル
代表取締役 水野 昇



この度、経産省所轄「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会事務局」（以下、当事務局という）より「次亜塩素酸水」の空間噴霧について（ファクトシート）の発表がありました。

これに対する弊社の見解をお伝えします。

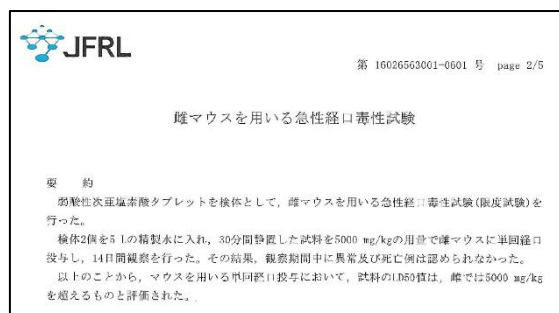
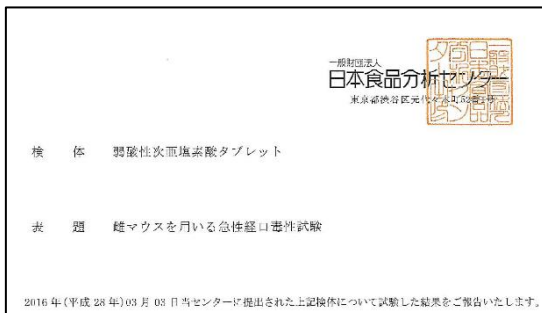
今回の発表内容は、WHO・CDC（米国）・中国国家衛生健康委員会・厚生労働省の見解を掲載しております。当事務局からの意見は掲載していません。

それぞれの内容の主体は「消毒剤」と表現しています。一般的に消毒剤を噴霧する時は、防護服などで作業員に健康被害に留意する事は常識です。

また、厚労省の見解は次亜塩素酸ナトリウム水溶液です。pHが8~9のアルカリ性液ですから、目・粘膜・気管支等に接触すると非常に危険です。次亜塩素酸水と名前が似ている為、間違った解釈をされる方が多いです。厚労省は次亜塩素酸水噴霧に関してのコメントはありません。

この4つの記述を例にして「次亜塩素酸水」を空間噴霧する事は危険であると想定させるのは如何なものかと思えます。また、「次亜塩素酸水」は消毒剤ではありません。ウイルス不活化・除菌・消臭させる水溶液です。

ジアグリーン微酸性次亜塩素酸水溶液は専門機関で経口毒性試験を受験し、安全を確認しております。発売以降噴霧器は約5000台販売しておりますが、空間噴霧による健康被害の事案はありません。ご安心下さい。



弊社の今後の計画をご案内申し上げます。

急性吸引毒性試験及び慢性吸引毒性試験を行ないます。

農林水産省所管の農薬の毒性試験 期間は約3ヶ月。